

# GAPを巡る情勢

山梨県 農政部

# 認証農産物 41品目対象

## やまなしGAPの主な認証基準

- ▷ 廃棄物の管理
    - ・ 廃棄物を分類し、飛散、放出しないよう管理
    - ・ 剪定（せんてい）した枝を燃やす際は自治体のルールに従う
  - ▷ 農地や周辺の衛生管理
    - ・ 定期的に清掃し、資材などは放置しない
    - ・ 農地に雨水が浸入しないような対策を講じる
  - ▷ 病害虫に対する農業使用
    - ・ 風向きや散布時間に注意して使用
    - ・ 防除歴や防除基準に従い散布
  - ▷ 農業用資材の管理、使用
    - ・ 農業は鍵付きの保管庫で保管
    - ・ 毒劇物に指定されている農業は飛散、漏出対策をする
- ※県がやまなしGAP推進委員会に示した指針から野菜と果樹、水稲に共通する項目の一部を抜粋

県は本年度、農産物の安全で持続可能な生産管理の認証制度「やまなしGAP（ギャップ）」の運用を始める。2020年東京五輪・パラリンピックで使われる食材はGAPの認証取得が要件とされており、国のガイドラインに準拠した県独自の認証制度を設けることで取得を促進する狙い。認証の対象はブドウや桃などの果樹、野菜やコメなど計41品目。23日には県やJ.A関係者でつくる制度の推進委員会が開かれ、農地の管理や農業の使用などに関する認証基準を承認。7月から申請を受け付ける。

〈等井憂弥〉

県農業技術課によると、GAPは農作物の生産者が自ら農業工程の点検、検証を繰り返すことで、生産工程を改善するための認証制度。また、生産者が国際基準のGAPや日本独自のJGAPを取得するには審査などに多額の費用がかかり、認証取得者を増やす上でネックになっていた。

東京五輪・パラリンピックで使われる食材はGAPの認証取得が要件。東京五輪などの食材調達基準は、国のガイドラインに準拠して都道府県が設けたGAPを取得した農産物も認めており、県は独自の制度を設け、県産農産物のアピールにつなげようと認証取得を促すことにした。やま

なしGAPの審査などにかかる費用は無料。認証を受けた生産者は認証マークを使用することができる。

23日の推進委員会では県側が示した認証基準を承認。野菜と果樹は41項目、水稲は32項目の認証基準があり、「農業は使用する回数、時期などを守って使う」「農業は鍵の掛かる保管庫に保管する」など共通する基準もある。

申請内容は現地審査のほか、外部の専門家を含めた認証審査会を経て、認証の可否を判断する。今秋にも最初の認証生産者を決め、マークのデザインは12月に決定する。

同課の担当者は「やまなしGAPは安全安心な農産物の生産や販路拡大だけでなく、生産者自身の農作業環境の改善にもつながる。多くの生産者に申請をしてもらいたい」と話した。

平成29年6月24日 山梨日日新聞

## 山梨県 「やまなし版GAP」推進 7月1日から認証

【やまなし】2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い農業生産工程管理（GAP）の取得が食材調達の認証要件になったことを踏まえ、山梨県は23日、甲府市のJ.A会館で2017年度やまなしGAP推進委員会の初会合を開いた。J.A山梨中央会、J.A全農やまなしなど生産者団体の担当者、山梨中央青果など流通関係者ら20人が参加した。県は08年3月にGAP導入方針を決め、各普及センターやJ.Aと連携し普及浸透を目指してきたが、生産者の理解が進まないのが実態だった。ただ、五輪開催の時期が県産農産物の出荷最盛期であり、導入の機会が絶好の機会。皆さんの理解を得て、やまなし版GAPの承認につなげたい」と語った。

県農政部の土屋重文技監は「東京オリンピック・パラリンピックは県産農産物をアピールする絶好の機会。皆さんの理解を得て、やまなし版GAPの承認につなげたい」と語った。

導入を普及するため会合を開いた。

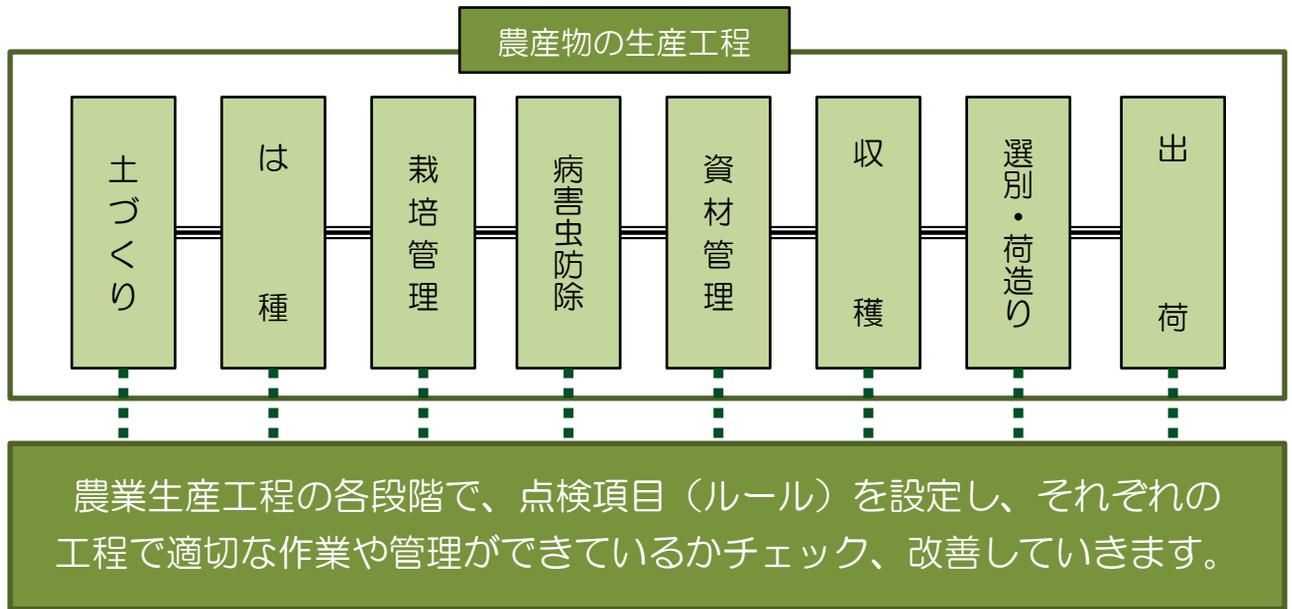
「やまなし版GAP」の導入基準は、国のガイドラインに準拠して策定。生産者が取り組む食品安全や環境保全、労働安全、農業生産工程管理全般への取り組みと、他県にはない出荷団体の取り組みも策定した。項目ごとに重要度を設け、具体的な内容を盛り込んだ。

県はチェックシートや導入手引を準備し、生産者や団体・組織に普及を呼び掛ける。

認証品目は、果樹がブドウ、桃など10品目、野菜がトマト、キュウリ、ナスなど29品目、水稲はうるち、もちが対象。認証は7月1日から施行、同日から申請を受け付ける。7月6日には県内のJ.A指導員向けに説明会も開く。

# 「農業生産工程管理（GAP）」とは・・・

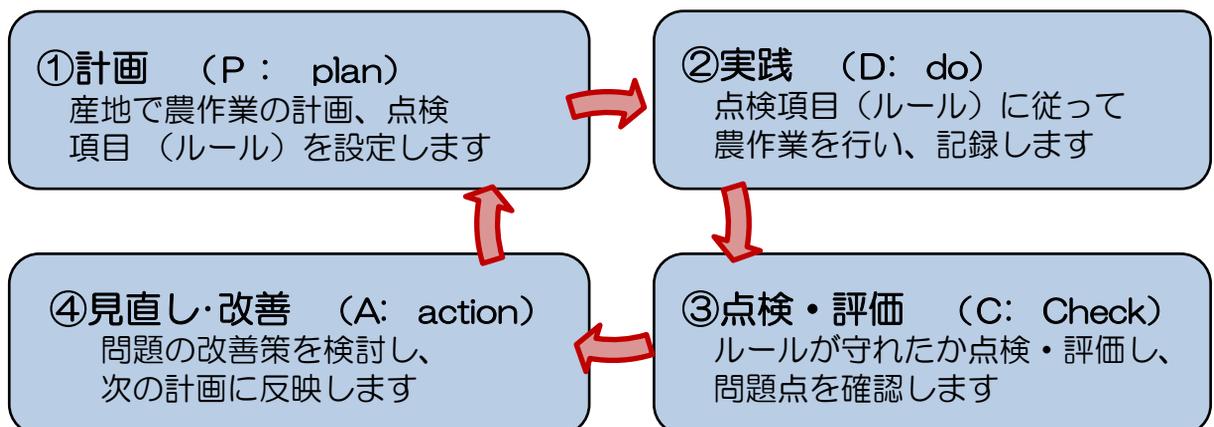
- 農業生産工程管理（GAP）とは Good Agricultural Practice（よい農業の実践）の略称です。
- 農産物生産の各工程で、作業などの記録、点検、評価を行い、生産の工程を改善していく取り組みのことです。



やまなしGAPの実践段階では、

- ①自らが定めたルールに沿って（計画）
- ②農作業を行い（実践）
- ③適切に実施されたかを点検し（点検）
- ④問題点を改善をする（改善）

というPDCAサイクルにより、信頼ある産地の維持につなげていきます。



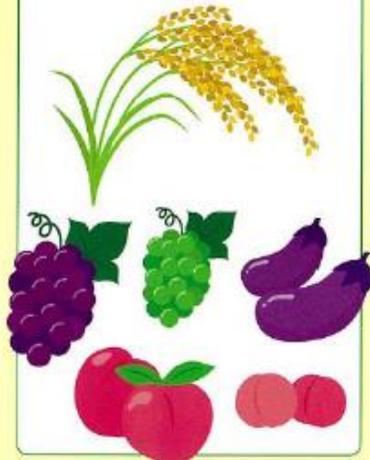
本手引きは、やまなしGAPに取り組む生産者が、  
実践すべき農業生産のルール（計画）を解説しています

# GAPの導入効果

GAPの導入には、次のような効果があります。

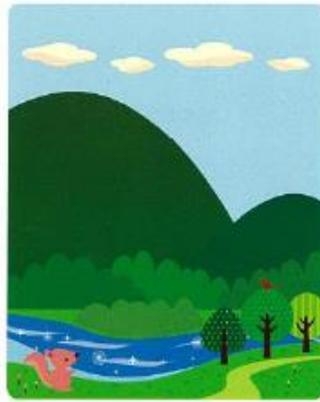
## 農産物の安全性向上

食品事故を未然に防ぎ安全・安心な農産物を生産・提供します。



## 環境負荷の軽減

環境に負荷を与えないように配慮して、きれいな田畑や水を未来に残します。



## 農作業の安全確保

農作業事故を減らし、安全な労働環境を作ります。



こうした生産工程の管理は、安全・安心な農産物の生産、環境負荷を軽減する生産だけでなく、農業者の農作業環境の改善にも役立っています。

## 持続可能性に配慮した農産物の調達基準(概要)

### 《農産物》

#### <要件>

- ① 食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ 作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～③を満たすことを示す方法)

ア JGAP Advance、  
GLOBALG.A.P.、  
組織委員会が認める認証  
スキーム

イ 「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認

#### <要件を満たした上で推奨される事項>

・有機農業により生産された農産物

・障がい者が主体的に携わって生産された農産物

・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

#### <国産を優先的に選択>

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である農産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

# 農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)

[ホーム](#) > [生産局](#) > [生産局農産部技術普及課](#) > [農業生産工程管理（GAP）に関する情報](#) > [GAP共通基盤ガイドラインに完全準拠したGAPの掲載について](#)

## GAP共通基盤ガイドラインに完全準拠したGAPの掲載について

農林水産省では、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月）（以下「GAP共通基盤ガイドライン」という。）を策定し、当該ガイドラインに準拠したGAPの普及を推進しています。

現在、都道府県など多様な主体が策定しているGAPについて、GAP共通基盤ガイドラインへの準拠状況を個別に確認しているところであり、以下のとおり、準拠確認がとれたGAP及び対象品目を随時掲載しております。

運営主体	GAP名称	準拠している対象品目	基準書等	準拠確認掲載年月日
岩手県	岩手県版 農業生産工程管理 (岩手県版GAP)	野菜、果樹、米、麦、 その他作物（食用）	<a href="#">岩手県（Webサイト）</a> <a href="#">【外部リンク】</a>	H29.4.1
栃木県	栃木県GAP規範	野菜、果樹、米、麦、 その他作物（食用）	<a href="#">栃木県（Webサイト）</a> <a href="#">【外部リンク】</a>	H29.4.1
群馬県	群馬県GAP	野菜、果樹、米、麦	<a href="#">群馬県分割1(PDF: 1,238KB)</a> <a href="#">分割2(PDF: 1,101KB)</a> <a href="#">分割3(PDF: 1,714KB)</a> <a href="#">分割4(PDF: 933KB)</a> <a href="#">分割5(PDF: 1,726KB)</a>	H28.11.1
埼玉県	埼玉スマートGAP	野菜、果樹、米、麦、茶	<a href="#">埼玉県（Webサイト）</a> <a href="#">【外部リンク】</a>	H29.3.14
山梨県	やまなしGAP	野菜、果樹、米	<a href="#">山梨県（Webサイト）</a> <a href="#">【外部リンク】</a>	H29.4.1
滋賀県	滋賀県版GAP	野菜、果樹、米、麦、茶、 その他作物（食用）	<a href="#">滋賀県（Webサイト）</a> <a href="#">【外部リンク】</a>	H29.5.12
島根県	安全で美味しい島根の 県産品認証制度	野菜、果樹、米、麦、茶、 その他作物（食用）	<a href="#">島根県（Webサイト）</a> <a href="#">【外部リンク】</a>	H28.11.1
徳島県	とくしま安2GAP 農産物認証制度	野菜、果樹、米、麦、茶	<a href="#">徳島県（Webサイト）</a> <a href="#">【外部リンク】</a>	H28.12.20
高知県	高知県版GAP こうち環境・安全・安心点検システム	野菜、茶	<a href="#">高知県GAP基準書（野菜）(PDF: 470KB)</a> <a href="#">高知県GAP基準書（茶）(PDF: 455KB)</a> <a href="#">高知県GAP推進の手引き(PDF: 3,772KB)</a>	H29.4.1
長崎県	長崎県版GAP	野菜、果樹、米、麦、茶、 その他作物（食用）	<a href="#">長崎県（Webサイト）</a> <a href="#">【外部リンク】</a>	H28.11.1
鹿児島県	かごしまの農林水産物認証制度 (K-GAP)	野菜、果樹、米、茶、 その他作物（食用）	<a href="#">鹿児島県（Webサイト）</a> <a href="#">【外部リンク】</a>	H29.5.9

その他の都道府県版のGAPは、一部を除き完全準拠に向けて移行もしくは整備中です。

### お問合せ先

#### 生産局農業環境対策課

担当者：生産工程管理班

代表：03-3502-8111（内線4852）

ダイヤルイン：03-6744-7188

FAX番号：03-3502-0869

# やまなしGAP 取組項目(チェックシート)

赤数字は国ガイドラインの必須項目を示す

## 1 食品安全を主な目的とする取り組み

No	チェック項目
1	ほ場やその周辺を常にきれいに保っていますか。
2	農薬は登録情報にしたがって、容器ラベルの使用基準を守って使用していますか。
3	農薬使用の前に散布機械・器具を点検し、十分に洗浄されているか確認していますか。また、使用後はよく洗浄していますか。
4	対象病害虫に対して適切な農薬を適期に使用していますか、また、隣接ほ場の作目・品種を確認し、飛散の影響を避ける配慮や、散布の際、風向き等に注意し、民家、道路に飛散しないような配慮をしていますか。
5	栽培や洗浄等に使用する水の安全を確認していますか。
6	堆肥は適切に製造されたものを使用していますか。
7	養液栽培では、培養液の汚染に注意していますか。(果樹は非該当)
8	清潔な服装に心がけ、作業前の手洗いなどの衛生対策を励行していますか。
9	作業場所の近くにトイレや手洗いの設備がありますか。
10	農機具、器具類の数や保管場所を把握し、使用後は洗浄・手入れをして、常に清潔に保っていますか。
11	ハウス等の施設は作業や衛生管理に適した構造として、適切に管理していますか。
12	出荷調整や貯蔵等に使用する施設は、作業や衛生管理に適した構造になっていますか。
13	収穫容器、包装資材等は、清潔に保管・使用していますか。また、栽培や洗浄等に使用する水の安全を確認していますか。
14	収穫物を運搬する車両は常に清潔に保ち、収穫物の汚染・品質低下を防ぐように注意していますか。
15	収穫、運搬、選別、出荷時に収穫物に異物が混入しないように配慮していますか。
16	りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策を実施していますか。(野菜は非該当)

## 2 環境保全を主な目的とする取り組み

No	チェック項目
17	農薬による環境負荷を低減するための取り組みを実施していますか。
18	土壌診断の結果をもとに、肥料や堆肥等の有機質資材の種類や施肥量を決めていますか。
19	堆肥や緑肥などの活用により、持続可能な農業の実践に努めるとともに、草生栽培等により土壌浸食への対応を適切に実施していますか。
20	廃棄物はしっかり分類、保管し、飛散・放出しないように管理していますか。とくに、プラスチックごみなどの廃棄物は、許可のある業者に処分を委託するなど、適切な処分を行っていますか。
21	作物残さなどの有機資源を堆肥化して圃場に還元するなど、有効に活用していますか。
22	機械の点検整備、ハウスでは適切な温度管理によって省エネルギーに努めていますか。
23	特定外来生物(セイヨウオオマルハナバチ)を使用する場合は、適切な飼養管理を行っていますか。
24	ゴミ置場などに野生の鳥獣が近寄らないように適切に管理していますか。

### 3 労働安全を主な目的とする取り組み

No	チェック項目(具体的な取り組み内容)
25	農作業安全チェックシート(注)を利用して、農作業安全に向けた対策を実践していますか。また、農業用機械等を導入する場合、安全性に配慮した機種を選定するとともに、使用前にはマニュアル等で安全作業に必要な注意点を把握していますか。
26	農薬、肥料、燃料などの農業用資材を適切に保管、使用していますか。
27	農作業中の事故に備え、各種保険に加入していますか。

### 4 農業生産工程管理の全般に係る取り組み

No	チェック項目(具体的な取り組み内容)
28	育成した品種や地域ブランド名、開発技術について、知的財産権の取得等により、保護・活用に努めていますか。
29	登録品種について、種苗の取り扱い条件を理解していますか。
30	ほ場の所有者、地番、面積、栽培作物(履歴)を正しく把握していますか。
31	農薬・肥料の使用に関する記録を適切に行っていますか。
32	農業用資材の購入、施設の管理等に関する記録を適切に保管していますか。
33	出荷伝票・食品検査結果を適切に保存し、情報提供できる状態になっていますか。
34	チェックリストにより、定期的に自己点検を行い、不十分な点について早急に改善を実施していますか。また、点検・改善結果を確認できる記録を適切に保管し、開示できる状態で管理していますか。

※1～4の取り組みは生産者の一人一人が実践すべき項目です。  
※生産者団体、一定規模の法人等については、以下の取組の実施が必要です。

### 5 出荷団体の取り組み

No	チェック項目
35	病害虫の発生状況等に応じた効果的な防除指導を行っているか。
36	気象情報や県の技術対策資料に基づき、気象災害を未然に防ぐための注意喚起を行っているか。
37	GAPの取組について、組織内で内部点検を行っているか。
38	集出荷施設内および選果、梱包ラインは常に衛生を保っているか。
39	出荷資材は清潔に保管しているか。
40	施設内の安全管理を徹底しているか。
41	予冷・保冷の施設を清潔に保つとともに、品質が維持できる適切な温度を維持しているか。
42	選果、梱包に使用する測定機器等が正常な動作をしているか確認しているか。

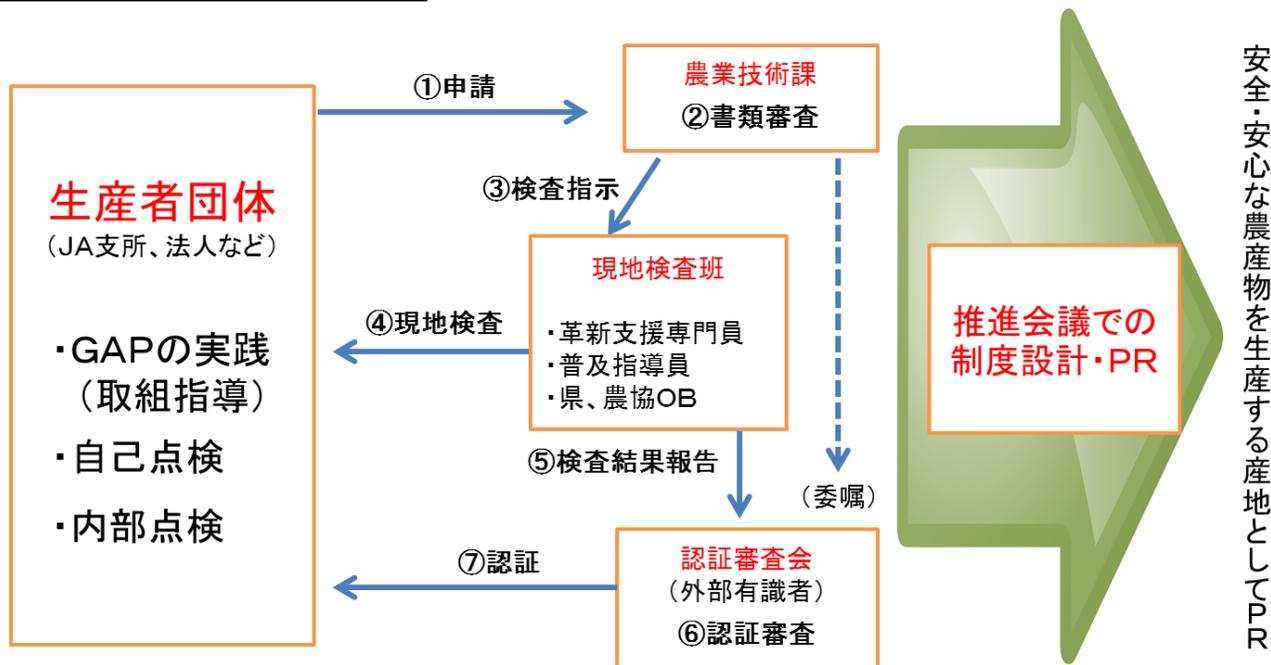
※出荷団体の取り組みは「山梨県GAP(農業生産行程管理)手法導入基準書」に基づいて実施する。

# やまなしGAPの推進

やまなしGAPを実践する生産者や生産団体の取組を認証する「やまなしGAP認証制度」により認証を受けることで、産地の信頼の向上が図られるとともに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会組織委員会の食料調達基準を満たすことができます。

認証を受けようとする産地は、山梨県GAP(農業生産工程管理)認証実施要綱などに基づいて申請を行い、実際の取り組み状況についての現地検査を経て、審査会で認証されます。

## 第三者認証の仕組み



生産団体として認証を受けるには、団体の構成員が、本手引きの取組を実践するとともに、その取組状況について、自己点検や内部点検を実施し、実践できなかった項目について改善していく必要があります。

やまなしGAPの認証手続き等については、県HPをご覧ください。  
<http://www.pref.yamanashi.jp/nougyo-gjt/gap/gap.html>

## やまなしGAPの推進

県では、やまなしGAP推進会議を設置し、GAPの導入推進を図るとともに、やまなしGAPに認証された生産者や生産団体を流通・小売り事業者や消費者に幅広くPRしていきます。

## 関連情報

やまなしGAPの取組項目の基礎となる。農林水産省の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」では、それぞれの取組項目について、根拠法令や省令、指針なども含め詳しく解説していますので、参考にして下さい。

農林水産省HP

農業生産工程管理(GAP)に関する情報

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/>

農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/guideline/index.html>

## 農業技術課

### お知らせ

#### トピックス

- [「やまなしGAP認証制度」がスタートしました](#)
- [地中熱ヒートポンプ農業利用実証事業現地実証圃場の公募について](#)
- [地中熱ヒートポンプ農業利用実証事業現地実証圃場の公募にかかる選考結果について](#)

#### 最新の農業気象災害対策資料

- [事前対策情報](#)

## やまなしGAP認証制度

### 「やまなしGAP認証制度」をスタートしました

平成29年7月1日、県では、「やまなしGAP認証制度」をスタートします。「やまなしGAP」は、国の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した「やまなしGAP（農業生産工程管理）手法導入基準書（以下、基準書）」にもとづくGAPの取り組みを適切に実施している個人、法人、生産団体等を県が認証し、「安全・安心な農産物の生産」や「環境に配慮した生産」などを実践する産地をPRしていく制度です。現在、果樹、野菜、水稻の導入基準を定めています。

県の認証を受けた生産者の生産する農産物は、2020年東京オリンピック・パラリンピック東京大会組織委員会の「持続可能性に配慮した調達コード」の「持続可能性に配慮した農産物の調達基準」を満たすことができます。

### 「やまなしGAP認証制度」の申請について

認証を受けようとする生産者は、「やまなしGAP認証制度実施要綱」および「やまなしGAP認証制度実施要領」に基づく申請が必要です。申請後、現地検査および認証審査会を経て、認証を受けることができます。

申請は、申請者が在住する市町村、団体にあっては主たる事務所の所在する市町村を所管する農務事務所ですべて受け付けています。

認証を取得するには基準書に準拠した取り組みを実践している必要がありますので、取得を希望する場合は、基準書の取組項目を確認し、基準を満たす取り組みを実践しているか確認が必要になります。

#### 実施要綱・実施要領

[やまなしGAP認証制度実施要綱（PDF：16KB）](#)

[やまなしGAP認証制度実施要領（PDF：691KB）](#)

[申請様式（ワード：24KB）](#)

[様式1-2（生産者一覧）（エクセル：13KB）](#)